

島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例施行規則

令和7年3月28日規則第8号

改正 令和8年3月26日規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例(昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅行命令)

第2条 管理者が職員に旅行を命ずる場合は、旅行命令書に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該職員に提示するものとする。ただし、そのいとまがない場合は、口頭により旅行を命ずることができる。

2 管理者は、既に発した旅行命令を変更(取消しを含む。)する必要があると認める場合は、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

(旅行命令の変更の申請)

第3条 前条第1項の規定により旅行を命ぜられた職員(以下「旅行者」という。)が公務上の必要又は天災その他やむを得ない理由により旅行命令に従って旅行することができない場合は、当該職員は、あらかじめ管理者に旅行命令の変更を申請しなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合は、当該旅行の完了後すみやかに管理者に旅行命令の変更を申請しなければならない。

3 旅行者は、前2項の規定により旅行命令の変更を申請する場合は、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。

(旅費の支給額の上限)

第4条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、条例第8条第1項各号、条例第9条第1項各号、条例第10条第1項各号及び条例第11条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について条例第12条、条例第13条、条例第15条及び条例第16条並びに条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(宿泊費基準額等)

第5条 条例第12条本文の規則で定める額(以下「宿泊費基準額」という。)は、別表のと

おりとする。

- 2 条例第12条ただし書の規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択することが適当と管理者が認めるときとする。

(宿泊手当の定額等)

第6条 条例第14条の規則で定める1夜当たりの定額は、2,400円とする。

- 2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合

前項で定める定額の3分の2の額

- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合

前項で定める定額の3分の1の額

- 3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前項の規定にかかわらず、第1項のとおりとする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、第1項で定める定額の3分の1の額とする。

- 4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費の算定方法等)

第7条 条例第15条の規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とし、管理者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

- (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

- (3) 旅行者が宅配便、自家用自動車又はレンタカーその他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして取得した見積額を超えるときは、当該額とする（この項に規定する現に運送を行った各号の規定により算定した額を合計する場合であって、第1号の規定により算定した額と合計するときは、この限りではない。）。

- 2 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金

額を差し引くこととする。

(給与の種類)

第8条 条例第21条第3項の規則で定める給与の種類は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第11号。次条において「給与条例」という。）に規定する給料、扶養手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び夜間勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

(通勤手当との調整)

第9条 旅行者が給与条例に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合で、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれているときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

(在勤地等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第10条 在勤地（常時勤務する在勤地のない場合又は管理者が認める場合には、その住所、居所その他管理者が認める場所をいう。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「在勤地等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤地等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤地等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している旅行者が、旅行地から在勤地以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤地以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

(年度経過等による区分)

第11条 移動中における年度の経過又は職務の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過又は職務の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月26日規則第9号）

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第12号。以下この項において「条例」という。）第4条に規定する旅行命令書により管理者が命令する旅行をした場合において条例第3条の規定により旅費を支給する旅行について適用し、施行日前に管理者が命令した旅行において条例第3条の規定により旅

費を支給する旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に管理者が命令し、かつ、施行日以後に管理者が当該命令を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

別表 宿泊費基準額（第5条関係）

区 分	宿泊費基準額（1夜につき）	
	管理者及び副管理者	一般職の職員
北海道	20,000円	15,000円
青森県	16,000円	12,000円
岩手県	13,000円	10,000円
宮城県	16,000円	12,000円
秋田県	14,000円	11,000円
山形県	13,000円	10,000円
福島県	12,000円	9,000円
茨城県	14,000円	11,000円
栃木県	14,000円	11,000円
群馬県	16,000円	12,000円
埼玉県	21,000円	16,000円
千葉県	22,000円	17,000円
東京都	27,000円	21,000円
神奈川県	21,000円	16,000円
新潟県	21,000円	16,000円
富山県	14,000円	11,000円
石川県	13,000円	10,000円
福井県	13,000円	10,000円
山梨県	17,000円	13,000円
長野県	17,000円	13,000円
岐阜県	17,000円	13,000円
静岡県	16,000円	12,000円
愛知県	16,000円	12,000円
三重県	16,000円	12,000円
滋賀県	14,000円	11,000円
京都府	26,000円	20,000円
大阪府	21,000円	16,000円
兵庫県	22,000円	17,000円
奈良県	16,000円	12,000円
和歌山県	14,000円	11,000円
鳥取県	12,000円	9,000円

島根県	16,000円	12,000円
岡山県	18,000円	14,000円
広島県	18,000円	14,000円
山口県	12,000円	9,000円
徳島県	13,000円	10,000円
香川県	20,000円	15,000円
愛媛県	16,000円	12,000円
高知県	16,000円	12,000円
福岡県	22,000円	17,000円
佐賀県	14,000円	11,000円
長崎県	17,000円	13,000円
熊本県	18,000円	14,000円
大分県	14,000円	11,000円
宮崎県	14,000円	11,000円
鹿児島県	14,000円	11,000円
沖縄県	16,000円	12,000円